

四日市市消防本部訓令第3号

四日市市警防規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年11月1日

四日市市消防長 坂倉 啓史

四日市市警防規程の一部を改正する規程

四日市市警防規程（平成9年3月28日消防本部訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第1章（略）	第1章（略）
<u>第1章の2 警防業務方針（第2条の2）</u>	
第2章から第9章まで（略）	第2章から第9章まで（略）
附則	附則
（用語の定義）	（用語の定義）
第2条 この規程における用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。	第2条 この規程における用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。
(1)から(4)まで（略）	(1)から(4)まで（略）
(5) 消防部隊とは、消防器具等を備えた消防隊、救助隊、 <u>救急隊及び指揮隊</u> をいう。	(5) 消防部隊とは、消防器具等を備えた消防隊、救助隊 <u>及び救急隊</u> をいう。
(6)から(8)まで（略）	(6)から(8)まで（略）
<u>(9) 先着小隊長等とは、災害現場に最先着した小隊長又は中隊長をいう。</u>	
<u>(10) 局面指揮者とは、現場指揮者の指示を受け、災害現場の局面ごとの指揮を行う者をいう。</u>	
<u>(11) 救急指揮者とは、現場指揮者の指示を受け、救急活動全般の管理を行う者をいう。</u>	
<u>第1章の2 警防業務方針</u>	
<u>（警防業務方針）</u>	
<u>第2条の2 消防長は、総合計画等の長期的な業務目標に基づき、社会情勢に応じた翌年度の警防業務方針を年度2月末</u>	

までに作成し、消防署長に示すものとする。

2 消防署長は、前項の警防業務方針に基づき、管内情勢に応じた翌年度の警防業務計画を作成し、消防長に報告するものとする。

3 消防長及び消防署長は、第1項の警防業務方針に基づく訓練の確認を行うため、査閲を行うものとする。

(指揮隊)

第7条 警防本部消防班に指揮隊を置き、指揮隊の隊長(以下「指揮隊長」という。)は、消防司令の階級にある者を充てる。ただし、消防司令が不在の時は、消防司令補の階級にある者が指揮隊長の任務を代行することができる。

2 指揮隊は、災害現場へ出動し、次の各号に掲げる任務に当たるものとする。

- (1) 現場活動の指揮
- (2) 各種災害情報の収集伝達
- (3) 警防施策のための情報収集
- (4) その他消防班長が命ずる事項

3 消防班長は、前項の任務を効果的に実施するため、指揮隊運用基準及び指揮活動指針を定めるものとする。

(消防部隊の編成)

第14条 (略)

2及び3 (略)

4 車両を単位として小隊を置き、小隊長は消防士長以上の階級にある者をもって充てる。

(災害現場指揮)

第25条 災害現場における出動消防部

(指揮支援隊)

第7条 警防本部消防班に指揮支援隊を置く。

2 指揮支援隊は、災害現場へ出動し、次の各号に掲げる任務に当たるものとする。

- (1) 現場活動の指揮支援
- (2) (略)
- (3) (略)

3 消防班長は、前項の任務を効果的に実施するため、指揮支援隊運用基準を定めるものとする。

(消防部隊の編成)

第14条 (略)

2及び3 (略)

4 車両を単位として小隊を置き、小隊長は消防士長以上の階級にある者又はあらかじめ消防署長が指名した者をもって充てる。

(災害現場指揮)

第25条 災害現場における出動消防部

隊の指揮は、現地本部が担当するものとする。ただし、次条第1項第4号に規定する場合は、警防本部が担当するものとする。

(指揮体制及び現場指揮者)

第26条 災害現場における指揮体制及び現場指揮者は、次の各号のとおりとする。ただし、救急出動又は警戒出動における現場指揮者は、小隊長が中隊長の任務を代行することができる。

- (1) 初動指揮体制 中隊長
- (2) 第1指揮体制 指揮隊長
- (3) 第2指揮体制 現地本部長
- (4) 第3指揮体制 警防本部長

2 前項第2号の指揮隊長は、現地本部長の代理として、災害現場の指揮を行うものとする。

3 同時多発災害等により、第1項の指揮体制における現場指揮者を確保できない場合においては、警防本部が現場指揮者を指名するものとする。

(現場指揮者)

第27条 (略)

2及び3 (略)

4 前号による報告を受けた上位の指揮者は、災害の状況から判断して自ら指揮をとる必要があると認めるときは、指揮宣言を行い、指揮権を移行させるものとする。

(先着小隊長等)

第28条 先着小隊長等は、災害状況を把握するとともに、自隊の現場活動方針を決定し、現場指揮者が災害現場へ到着するまでの間、その任務を代行するものとする。

隊の指揮は、現地本部が担当するものとする。

(指揮体制及び現場指揮者)

第26条 災害現場における指揮体制及び現場指揮者は、次の各号のとおりとする。ただし、救急出動又は警戒出動における現場指揮者は、小隊長とすることができる。

- (1) 第1指揮体制 中隊長
- (2) 第2指揮体制 副大隊長
- (3) 第3指揮体制 大隊長

2 同時多発災害等により、現地本部が前項の指揮体制における現場指揮者を確保できない場合においては、警防本部が現場指揮者を指名するものとする。

(現場指揮者)

第27条 (略)

2及び3 (略)

4 前号による報告を受けた上位の指揮者は、災害の状況から判断して自ら指揮をとる必要があると認めるときは、指揮宣言を行い指揮権を移行させるものとする。

(先着小隊長)

第28条 災害現場へ先着した小隊長は、災害状況を把握するとともに、自隊の現場活動方針を決定し、現場指揮者が災害現場へ到着するまでの間、その任務を代行するものとする。

(前進指揮所)

第30条 現場指揮者は、高層建築物、大規模建築物、地下街等の大規模災害において、現場指揮本部以外の場所に災害現場活動の拠点を設ける必要がある場合には、前進指揮所を設置するものとする。

2 現場指揮者は、前進指揮所ごとに局面指揮者を指名し、その運用に当たらせるものとする。

3 現場指揮者は、前2項に定める前進指揮所の設置及び局面指揮者を指名した場合には、警防本部に報告するとともに出動消防部隊に伝達するものとする。

(応急救護所)

第31条 (略)

(救急指揮者)

第31条の2 現場指揮者は、災害状況から判断して必要がある場合には、救急指揮者を指名するものとする。

2 現場指揮者は、前項に定める救急指揮者を指名した場合には、警防本部に報告するとともに出動消防部隊に伝達するものとする。

(安全管理)

第33条 現場指揮者は、災害現場における消防部隊が行う警防活動全般の安全管理を行うものとする。

2 各級指揮者は、災害の状況を的確に把握し、隊員の安全を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

3 隊員は、安全管理の基本が自己にあることを認識し、危害防止に努めるものとする。

(前進指揮所)

第30条 現場指揮者は、高層建築物及び地下街等の特殊災害において、現場指揮本部以外の場所に災害現場活動の拠点を設ける必要がある場合には、前進指揮所を設置するものとする。

2 現場指揮者は、前進指揮所に担当隊長を指名し、その運用に当たらせるものとする。

3 前項の隊長は、前進指揮所の設置場所及び隊長名を警防本部に報告するとともに出動消防部隊に伝達するものとする。

(応急救護所)

第31条 (略)

(安全管理)

第33条 各級指揮者は、災害の状況を的確に把握し、隊員の安全を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

2 (略)

(現場措置)

第36条 現場指揮者は、災害現場の確認を行うとともに、必要に応じて二次災害防止等の措置を講ずるものとする。

2 現場指揮者は、火災現場における再出火を防止するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 (略)

(災害報告)

第38条 現場指揮者は、災害現場活動終了後、災害内容及び活動内容を指揮体制に応じて、現地本部長又は警防本部長へ報告するものとする。

2から4まで (略)

別表第1 (警防本部の任務)

(第5条関係)

班名	班長	任務
指令班	情報指令課長	(略)
消防班	消防救急課長	1 (略) 2 指揮隊の運用に関すること。 3から7まで (略) 8 <u>現場指揮本部の設置に関すること。</u> 9 (略)
総務班	総務課長	(略)
予防班	予防保安課長	(略)

別表第2 (警防本部及び現地本部に係る運用体制の配備基準)

(第9条、第13条関係)

(現場確認等)

第36条 災害現場の確認は、原則として現場指揮者が行うものとする。

2 現場指揮者は、災害を鎮圧した後においては、災害の再発防止、2次災害防止等の必要な措置を講ずるものとする。

3 (略)

(災害報告)

第38条 現場指揮者は、災害現場活動終了後、災害内容及び活動内容を現地本部長へ報告するものとする。

2から4まで (略)

別表第1 (警防本部の任務)

(第5条関係)

班名	班長	任務
指令班	情報指令課長	(略)
消防班	消防救急課長	1 (略) 2 <u>指揮支援隊の運用に関すること。</u> 3から7まで (略) 8 (略)
総務班	総務課長	(略)
予防班	予防保安課長	(略)

別表第2 (警防本部及び現地本部に係る運用体制の配備基準)

(第9条、第13条関係)

区分	配備基準	区分	配備基準
警戒 初動 体制	<p>1 管内に大雨、洪水、<u>大雪</u>、 暴風、暴風雪又は高潮のいずれ かの警報が発表されたとき</p> <p>2 及び 3 (略)</p> <p>4 緊急消防援助隊の<u>編成及び 施設の整備等に係る基本的な 事項に関する計画により三重 県大隊が応援出動(出動準備を 含む。)</u>を行う災害が発生した とき</p> <p>5 <u>南海トラフ地震に関連する 情報(臨時)</u>が発表されたとき</p> <p>6 (略)</p>	警戒 初動 体制	<p>1 管内に大雨、洪水、暴風、 暴風雪又は高潮のいずれかの 警報が発表されたとき</p> <p>2 及び 3 (略)</p> <p>4 緊急消防援助隊に係る基本 計画に基づいて、三重県隊が応 援出動することとなっている 府県で震度 6 (弱) (政令市は 震度 5 (強)) 以上の地震災害 が発生したとき</p> <p>5 「<u>東海地震に関連する調査情 報(臨時)</u>」が発表されたとき</p> <p>6 (略)</p>
第 1 次体 制	<p>1 管内に大雨、洪水、<u>大雪</u>、 暴風、暴風雪又は高潮のいずれ かの警報が発表され、被害が発 生又は被害の拡大が予想され るとき</p> <p>2 から 6 まで (略)</p> <p>7 四日市市国民保護計画に基 づく<u>市危機管理</u>対策本部が設 置されたとき</p> <p>8 (略)</p>	第 1 次体 制	<p>1 管内に大雨、洪水、暴風、 暴風雪又は高潮のいずれかの 警報が発表され、被害が発生又 は被害の拡大が予想される時 き</p> <p>2 から 6 まで (略)</p> <p>7 四日市市国民保護計画に基 づく危機対策本部が設置され たとき</p> <p>8 (略)</p>
第 2 次体 制	<p><u>1</u> (略)</p>	第 2 次体 制	<p><u>1</u> 「東海地震注意情報」が発表 されたとき</p> <p><u>2</u> (略)</p>
非常 体制	<p><u>1</u> (略)</p> <p><u>2</u> (略)</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p>	非常 体制	<p><u>1</u> 「東海地震予知情報(警戒宣 言)」が発表されたとき</p> <p><u>2</u> (略)</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> (略)</p>

附 則

この規程は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。